



除染・中間貯蔵等に係る取組の進捗状況

令和7年9月22日

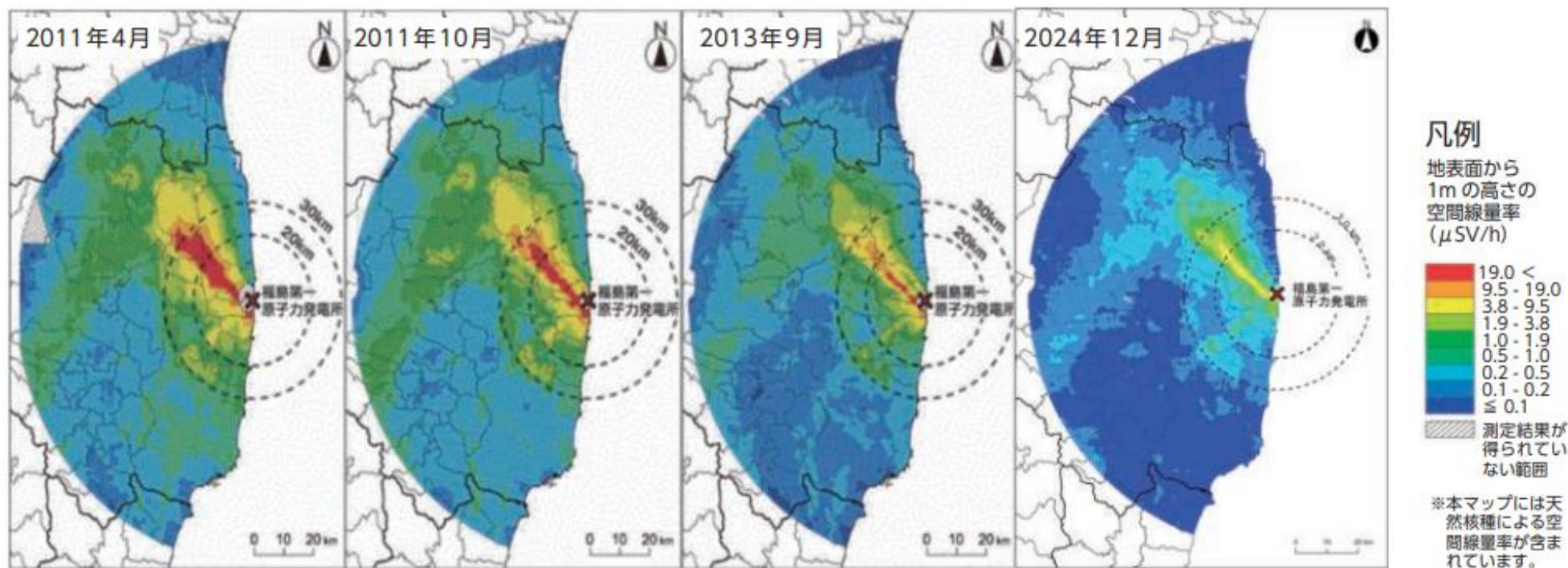
環境省 環境再生グループ

環境再生に関する技術等検討会(第1回)

除染に係る取組の進捗状況

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生

- 2011年3月11日、大地震・大津波により、広範かつ甚大な被害が発生。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が環境中に放出。
- 同日、政府が原子力災害対策本部を設置し、原子力緊急事態宣言を発出。避難指示により、被災した多くの方々が長期の避難生活を余儀なくされた。
- 放出された放射性物質は風等で運ばれ、ちりや雨に付着し、地表等へ降下。汚染された土壌や廃棄物など、広範囲の環境汚染が発生。生活環境を取り戻すため、その影響を速やかに低減する必要が生じた。



注：2011年4月のマップは現在と異なる手法によりマッピングされた。

資料：原子力規制庁

3

帰還困難区域の避難指示の解除に向けた取組

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】



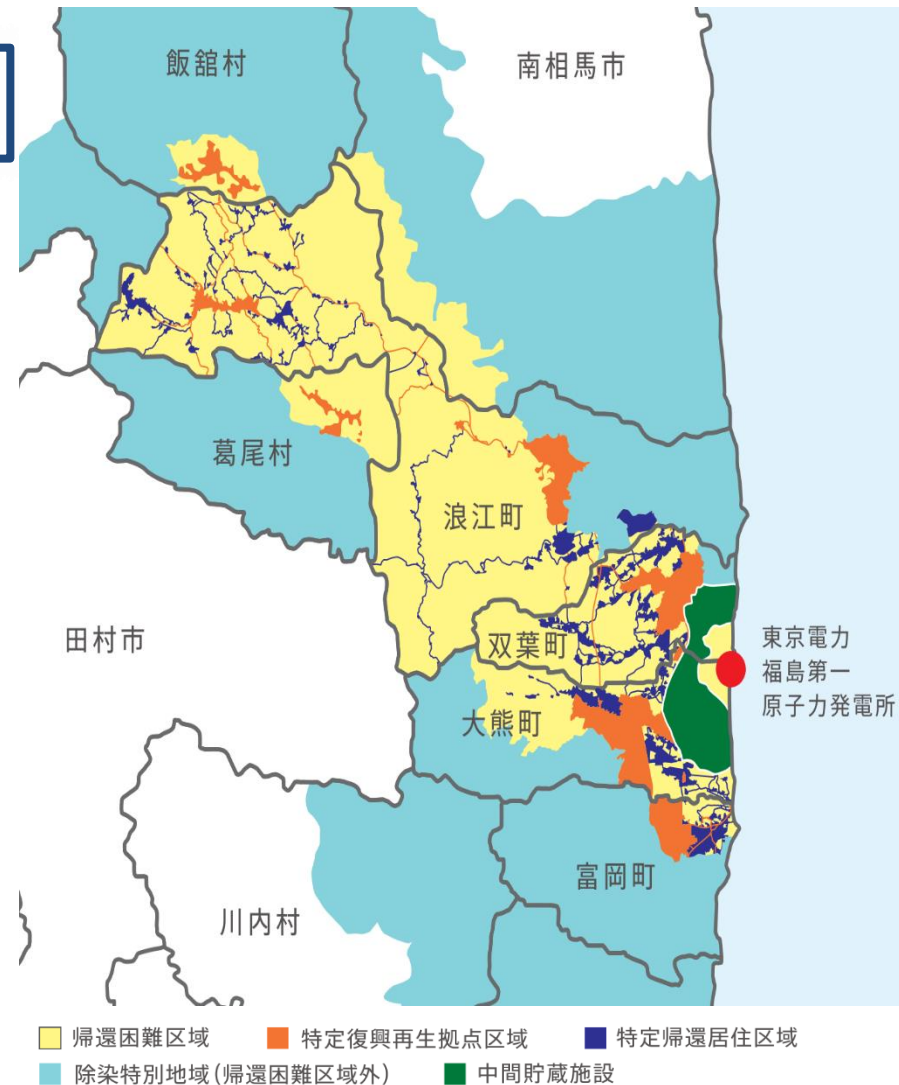
「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との方針。

① 特定復興再生拠点区域(橙色部分)

- ・帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す区域
- ・2017年12月より、除染・解体等工事に着手し、2023年11月末で、6町村全ての特定復興再生拠点の避難指示が解除。

② 特定帰還居住区域(濃紺部分)

- ・2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるようにする政府方針を2021年8月31日に決定。
- ・2023年6月に改正福島特措法が公布・施行され、特定帰還居住区域制度が構築。
- ・双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、4市町は除染に着手しており、南相馬市、葛尾村は除染実施の計画作成を行っている。

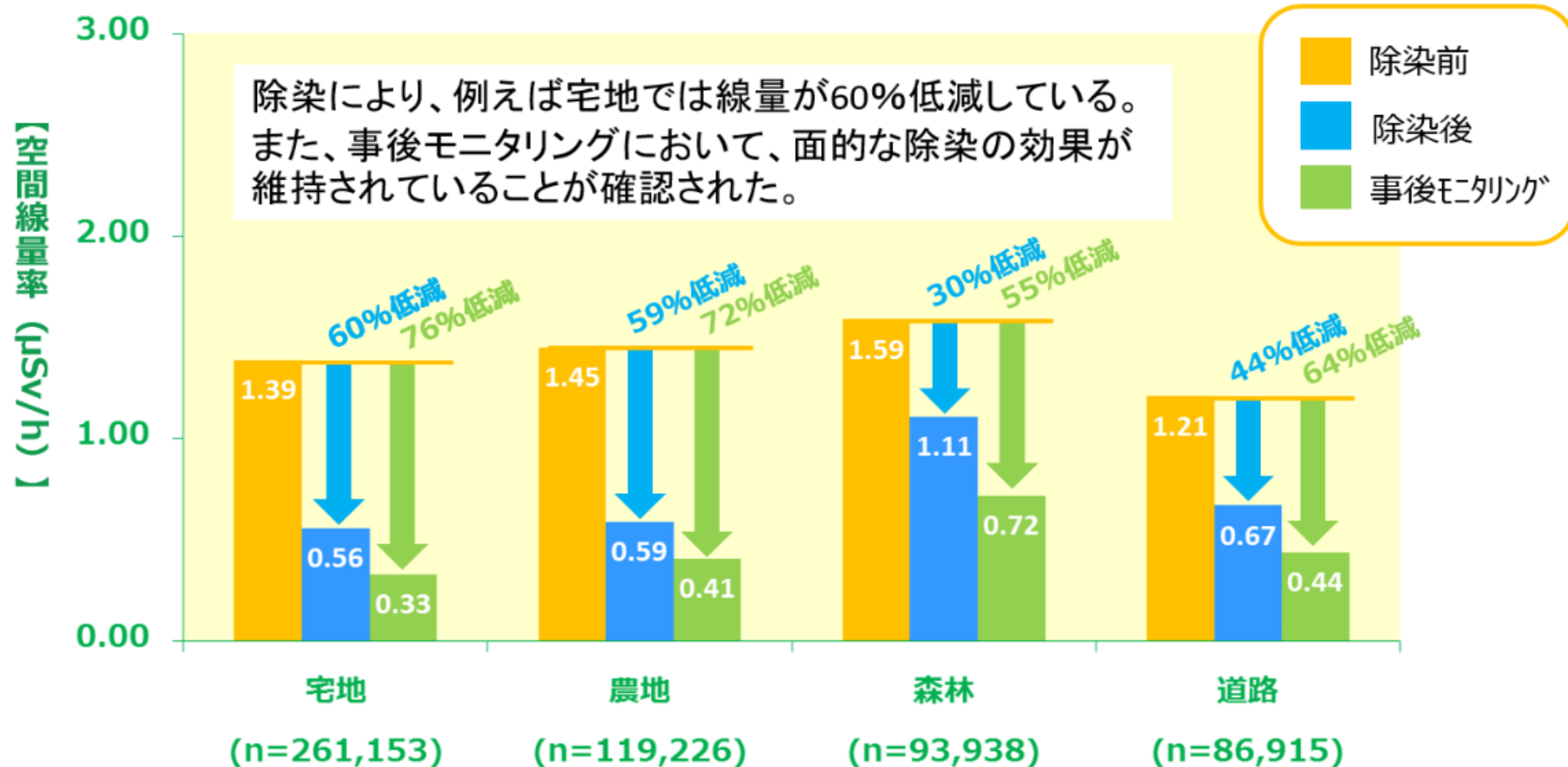


(参考) 除染の基本的な手法

	除染の様子	除染方法
宅地	 	- 庭地表土の剥ぎ取り、覆土。 ＜解体をしない場合＞ ➤ 雨どい、屋根等の堆積物、こけ、泥等の除去
農地	 	草木の除去、表土の剥ぎ取りを行った上で、覆土、耕起等を実施。
森林	 	林縁から20m程度を目安に堆積物（落葉・落枝）の除去等を実施。
道路	 	未舗装面は剥ぎ取り・覆土。舗装面は基本的に高圧水洗浄やショットブラスト等を実施。

(参考)除染の効果等 除染特別地域の実績

(n=561,232)



注：宅地、農地、森林、道路の空間線量率の平均値（測定点データの集計）

宅地には学校、公園、墓地、大型施設を、農地には果樹園を、森林には法面、草地・芝地を含む。

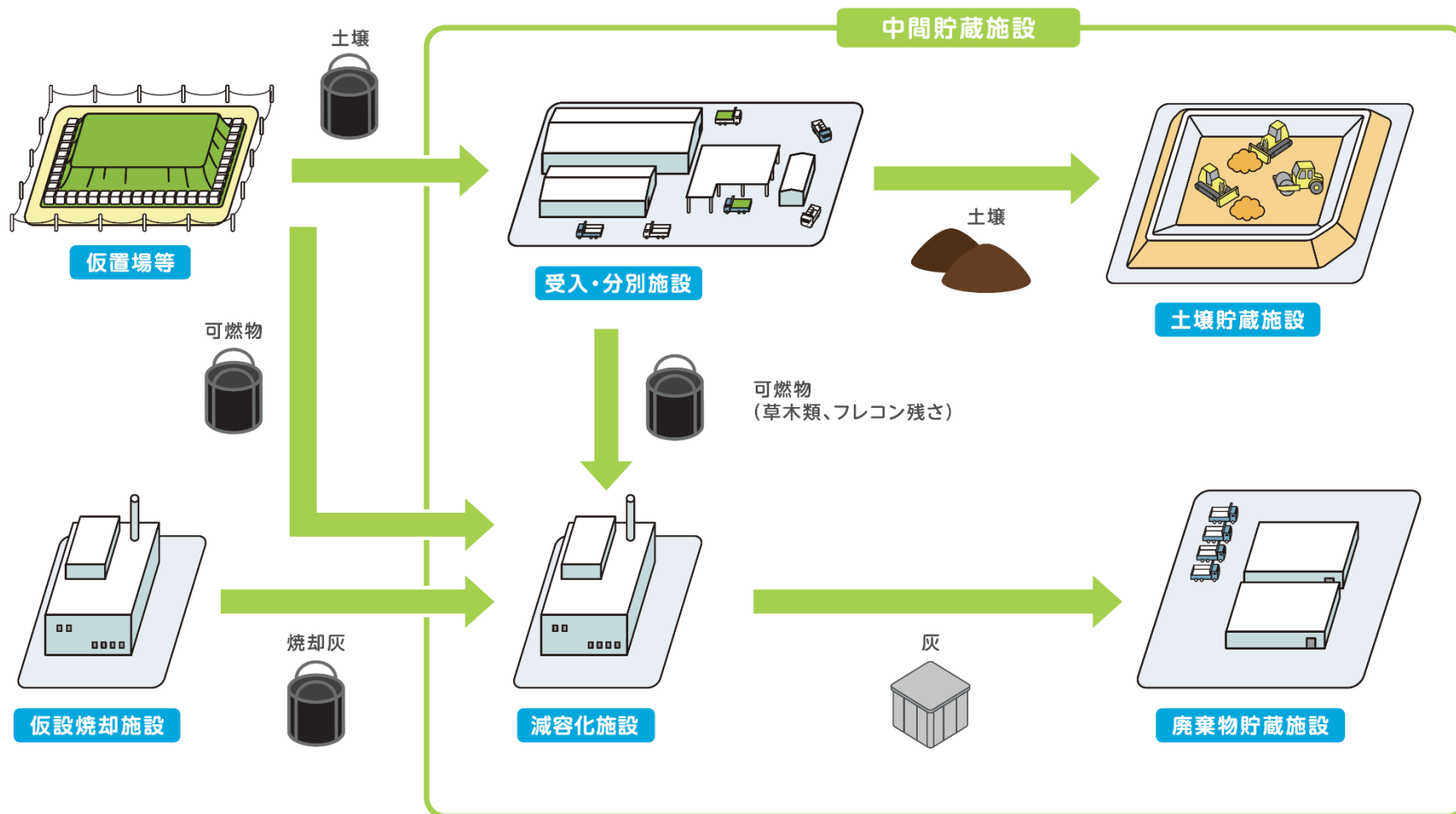
除染後半年から1年に、除染の効果が維持されているか確認をするため、事後モニタリングを実施。

中間貯蔵に係る取組の進捗状況

中間貯蔵施設事業の流れ

- 福島県内の仮置場や仮設焼却施設から輸送した除去土壌等は、中間貯蔵施設で処理し、貯蔵する。

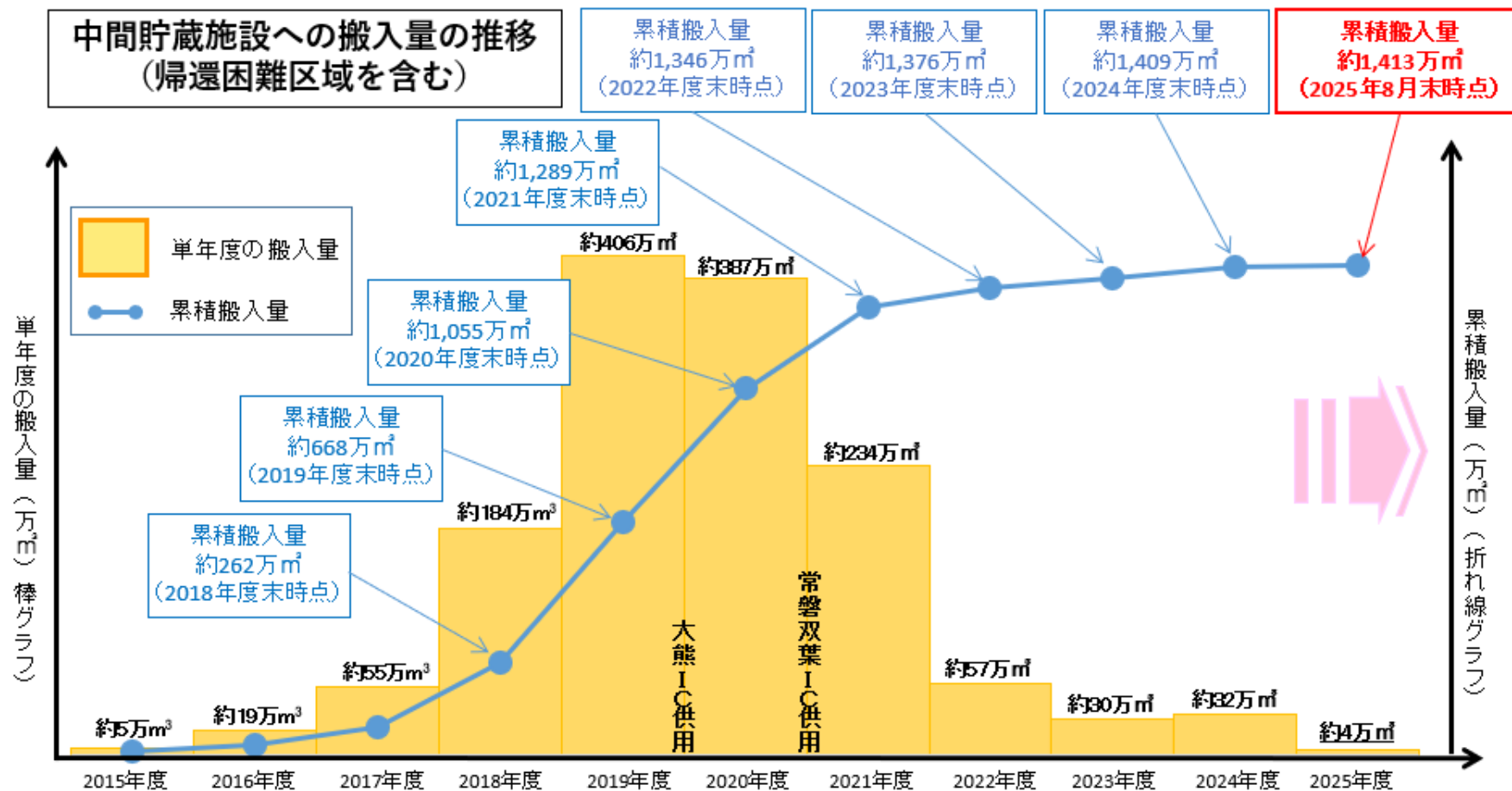
中間貯蔵施設事業の流れ



● 主な物の流れを示しています。

中間貯蔵施設に係る輸送の状況

- 中間貯蔵施設への輸送にあたっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。
- これまでに約1,413万 m^3 の除去土壌等(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設に輸送した。
(2025年8月末時点)

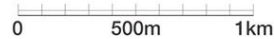


(注)端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※区域別の累積搬入量(2025年7月末時点)

累積搬入量全体 : 約1,411万 m^3
 うち特定復興再生拠点区域由来の搬入量 : 約154万 m^3
 特定帰還居住区域由来の搬入量 : 約18,427 m^3

- (注)端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。
 (注)輸送量には除染現場からの仮置場を介さない輸送(直送)量を含む。



	土壌貯蔵施設		仮設焼却施設		スクリーニング施設		保管場等
	受入・分別施設		廃棄物貯蔵施設		技術実証施設		

受入・分別施設及び土壌貯蔵施設の概要

工区	大熊①工区	大熊②工区	大熊③工区	大熊④工区	大熊⑤工区	双葉①工区	双葉②工区	双葉③工区
貯蔵容量※ ¹	約103万m ³	約297万m ³ ※ ²	約167万m ³ ※ ³	約180万m ³	約269万m ³ ※ ³	約105万m ³ ※ ³	約85万m ³	約77万m ³ ※ ³
貯蔵量※ ¹	約103万m ³	約289万m ³	約167万m ³	約171万m ³	約221万m ³	約102万m ³	約85万m ³	約63万m ³
土壌貯蔵施設 スケジュール	2018年7月 貯蔵開始 2023年1月 貯蔵完了	2017年10月 貯蔵開始 (暫定キャッピング中)	2018年10月 貯蔵開始 (暫定キャッピング中)	2020年3月 貯蔵開始 (暫定キャッピング中)	2019年4月 貯蔵開始 (暫定キャッピング中)	2017年12月 貯蔵開始 (暫定キャッピング中)	2019年5月 貯蔵開始 2022年9月 貯蔵完了	2019年12月 貯蔵開始 (暫定キャッピング中)

※1 貯蔵容量及び貯蔵量は、仮置場等からの輸送量ベース（1袋＝1m³で換算）であり締め固め前。

※2 現時点で目処は立っていないが、必要に応じ堰堤を造成し、容量を増やす予定の工区。

※3 次期受入分別施設の稼働開始時期に合わせて拡張する予定の工区。

2025年度の中間貯蔵施設への搬入量

市町村名	輸送予定量(m³)※
南相馬市	2,000
富岡町	30,000
大熊町	103,000 (うち直送73,000)
双葉町	78,000 (うち直送68,000)
浪江町	39,000
飯舘村	12,000
合計	264,000

※ ①実際の搬入量や輸送対象市町村は、下記の要因により変更の可能性がある。

- ・自然災害等が発生した場合。
- ・年度をまたぐ前倒し・繰越しを行う場合。
- ・輸送対象物の発生見込数量が変わる場合。

②特定復興再生拠点区域、特定帰還居住区域、その他において発生する除去土壌等を計上。

③除染実施者が仮置場を介さず直接中間貯蔵施設に除去土壌等を搬入(直送)する数量も計上。

福島県外の除去土壌等の処分に係る 取組の進捗状況

福島県外における除去土壌等の保管状況



除去土壌	除染廃棄物
326,234m ³ (7県53市町村)	141,291m ³ (6県19市町村)

(2025年3月末現在)

県名	汚染状況重点調査地域に指定されている市町村		保管箇所数		保管量(m ³)	
			仮置場	現場保管	除去土壌	除染廃棄物
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町	0	369	27,023	24
宮城県	7	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町 丸森町、山元町	28	670	29,770	66,574
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市 高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市 ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市 つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町	3	1,089	53,307	3,530
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市 塩谷町、那須町	2	25,900	111,062	70,580
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町 高山村、東吾妻町、川場村	7	771	4,671	572
埼玉県	2	三郷市、吉川市	2	46	7,252	0
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市 鎌ヶ谷市、印西市、白井市	3	1,662	93,150	12
合計	55		45	30,507	326,234	141,291

○福島県外の除染で生じた除去土壌の処分基準等について「環境回復検討会」及び「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」でいただいたご助言を基に、令和7年3月28日に以下を公布（公表）

- ・放射性物質汚染対処特措法施行規則等の改正（4月1日施行）
- ・福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン等

○除去土壌の処分基準の策定等を踏まえ、各地域において埋立処分が進められるよう以下の活動等を実施

・関係自治体等を訪問（情報提供・意見交換）

除去土壌等を保管している54市町村、関係県、関係機関等を訪問し、各地域の状況に応じ、埋立処分の実施に資する情報提供や意見交換を実施（処分基準策定前から検討状況の提供等を実施）

・上記訪問を通じて拾い上げた課題の解決

（例1）市町村等の常勤職員が処分業務に従事した時間分の人件費を国庫補助対象に追加

除去土壌の処分は地元の多様な関係者と丁寧な調整が不可欠であり、かつ、難易度の高いミッションであることを踏まえ、ベテラン職員を充てて現実性を上げたいとの自治体との声を基に、除染に係る国庫補助（補助率10割）において常勤職員の人件費を追加。

（例2）市町村担当者向けQ&A集の改定

除去土壌等の処分に係る運用や財政措置に関連して市町村等で生じると想定される質問と回答を取りまとめたQ&A集を作成（9月3日公表）